

河内町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (30年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 28年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
29年度	9,104	4,538,080	429,949	890,356	19.62	16.97

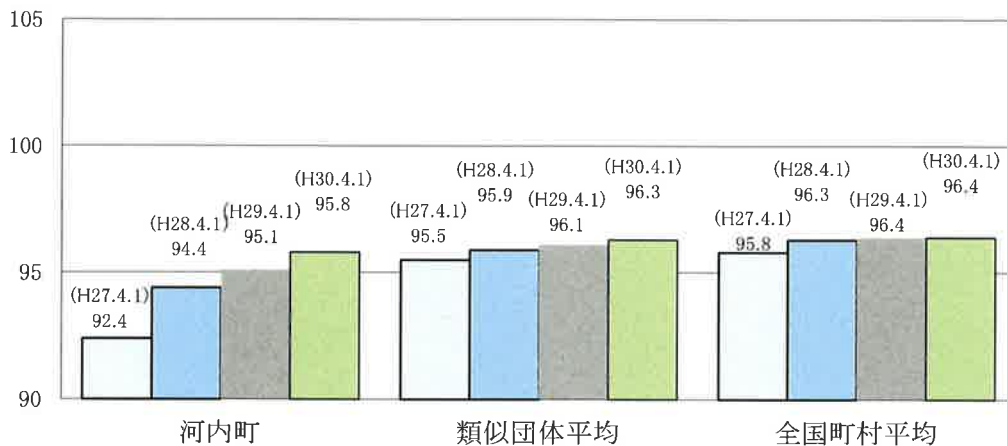
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費			計 B
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	
	人	千円	千円	千円	千円
29年度	104	383,845	28,216	148,887	560,948

一人当たり 給与費 B / A	(参考)類似団体 平均一人当たり 給与費
千円	千円
5,394	5,523

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、29年4月1日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施]

実施内容（平均引下げ率、実施時期、経過措置の有無等具体的な内容）

（給料表の改定実施時期） 平成27年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し

河内町では支給していません。

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

(5) 特記事項

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（30年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
河内町	43.5 歳	321,500 円	347,996 円	338,807 円
茨城県	42.7 歳	332,168 円	417,758 円	376,468 円
国	43.5 歳	329,845 円	—	410,940 円
類似団体	41.5 歳	304,556 円	350,996 円	329,554 円

② 技能労務職

区分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
河内町	53.0 歳	7 人	289,500 円	317,800 円	311,000 円	—	—	—	—
うち用務員	50.8 歳	3 人	284,900 円	309,900 円	306,400 円	用務員	55.6 歳	207,200 円	1.53
その他の技能労務職	54.7 歳	4 人	292,900 円	300,400 円	292,900 円	—	—	—	—
茨城県	54.8 歳	217 人	321,843 円	370,962 円	351,099 円	—	—	—	—
国	50.7 歳	2,553 人	286,817 円	—	328,637 円	—	—	—	—
類似団体	49.5 歳	5 人	277,651 円	302,228 円	289,378 円	—	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
河内町	—	—	—
うち用務員	4,889,800 円	2,808,700 円	1.74
その他の技能労務職	—	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（平成27年～29年の3カ年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータはそれぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、30年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（30年4月1日現在）

区 分		河 内 町	茨 城 県	国
一般行政職	大 学 卒	179,200 円	185,800 円	179,200 円
	高 校 卒	147,100 円	151,500 円	147,100 円
技能労務職	高 校 卒	140,400 円	149,200 円	—
	中 学 卒	128,900 円	140,400 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（30年4月1日現在）

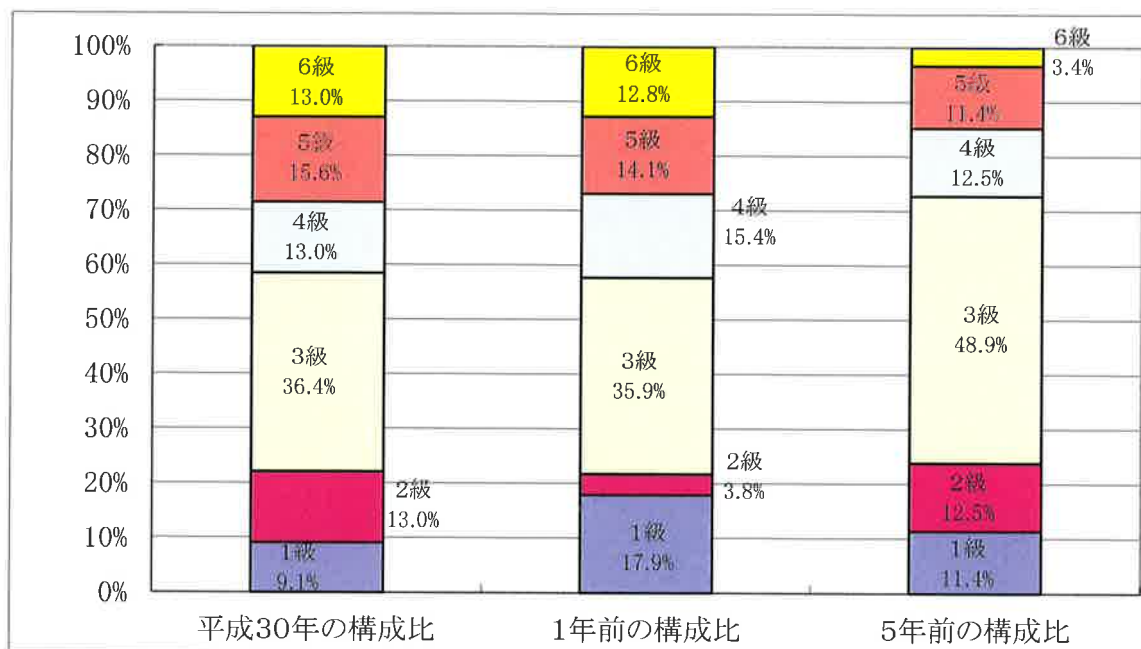
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	該当者なし	該当者なし	372,600 円	該当者なし
	高 校 卒	該当者なし	該当者なし	335,700 円	368,400 円
技能労務職	高 校 卒	該当者なし	該当者なし	該当者なし	291,500 円
	中 学 卒	該当者なし	該当者なし	281,300 円	該当者なし

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（30年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事又は主事補の職務	7人	9.1%	142,600円	247,100円
2級	主幹の職務	10人	13.0%	192,700円	303,800円
3級	係長、主査の職務	28人	36.4%	228,900円	349,600円
4級	困難な業務を行う係長の職務 副参事の職務	10人	13.0%	262,000円	380,600円
5級	課長補佐、事務局次長の職務	12人	15.6%	288,000円	392,600円
6級	課長・室長・事務局長の職務	10人	13.0%	318,500円	409,800円

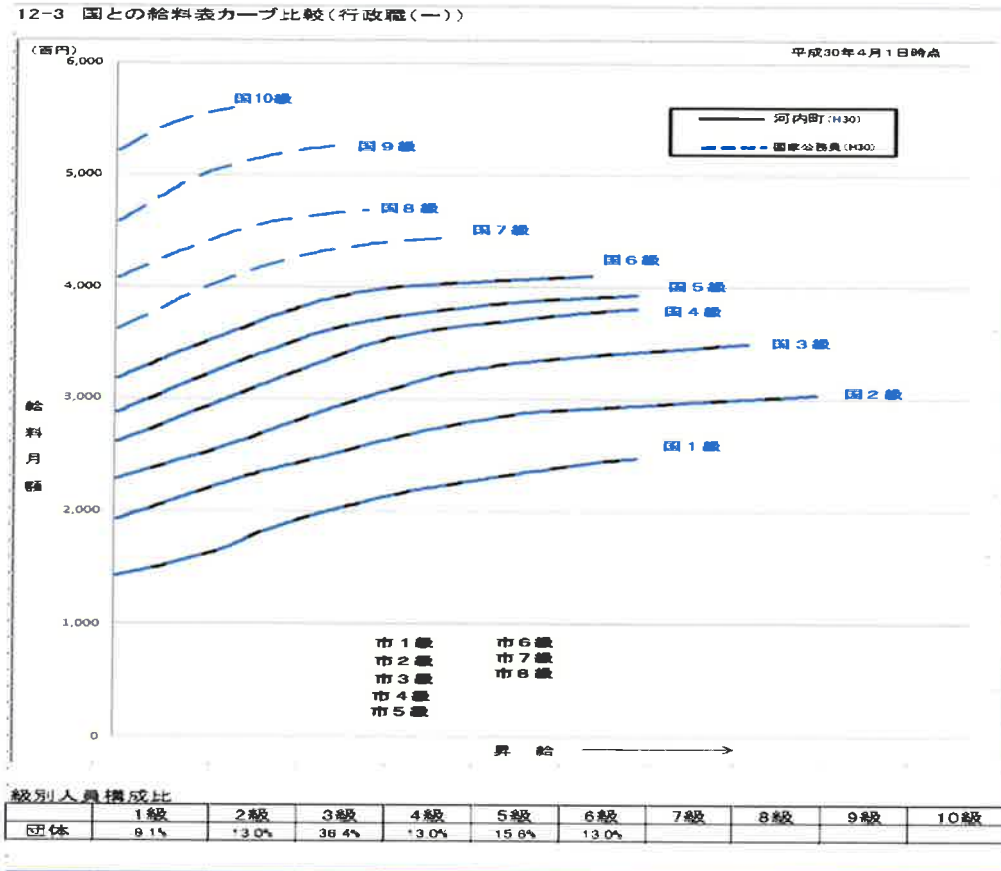
- (注) 1 河内町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（30年4月1日現在）

12-3 国との給料表カーブ比較(行政職(一))



(3) 昇給への人事評価の活用状況（河内町）

平成30年4月2日から平成31年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	イ 人事評価を活用している	○		○
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分		○		○
標準の区分のみ（一律）	△		△	
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

河内町	茨城県	国
1人当たり平均支給額（29年度） 1,439 千円	1人当たり平均支給額（29年度） 1,750 千円	—
（29年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.80 月分 (1.45)月分 (0.85)月分	（29年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.80 月分 (1.45)月分 (0.85)月分	（29年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.80 月分 (1.45)月分 (0.85)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～20% 管理職加算15～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～20% 管理職加算10～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（河内町）

平成30年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率		○		○
標準の成績率のみ（一律）	/		/	
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（30年4月1日現在）

河内町			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）			定年前早期退職特例措置（2%～45%加算）		
1人当たり平均支給額	18,792 千円				

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、29年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（30年4月1日現在）

河内町では支給していません。

(4) 特殊勤務手当（30年4月1日現在）

支給実績（29年度決算）		21 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）		5,250 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（29年度）		3.3 %	
手当の種類（手当数）		3	
手当の名称	主な支給対象職員及び主な支給対象業務	支給実績 (29年度決算)	左記職員に対する支給単価
感染症防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当	感染症防疫作業に従事する職員が、感染症が発生し、又は発生する恐れがある場合において、感染症の病原体の附着した物件若しくは附着の危険がある物件の処理作業に従事したとき又は感染症の病原体を有する家畜若しくは感染症の病原体を有する疑いのある家畜に対する防疫作業に従事した場合	0 千円	1日につき 500円
行路死亡人及び水死人の死体処理に従事する職員の特殊勤務手当	行路死亡人及び水死人等の死体処理に従事した場合	0 千円	1回につき5,000円
危険な作業に従事する職員の特殊勤務手当	人体に危害を及ぼすおそれのあるスズメバチ科の昆虫の駆除作業に従事した場合	21 千円	1回につき 500円

※ 企業職を除く全職種

(5) 時間外勤務手当

支給実績（29年度決算）	4,084 千円
職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）	178 千円
支給実績（28年度決算）	4,732 千円
職員1人当たり平均支給年額（28年度決算）	163 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）である。

(6) その他の手当 (30年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (29年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (29年度決算)
扶 養 手 当	他に生計の途がなく主として職員の扶養を受けている扶養親族のある職員に支給 ■配偶者 10,000円 ■子 一人につき 8,000円 ■父母等 一人につき 6,500円 (配偶者がいない場合 子 1人目10,000円) (配偶者がいない場合 父母等 1人目9,000円) ※ 親族である子のうち満16歳の年度始めから満22歳年度までの子1人につき5,000円加算	同じ		10,351 千円	272,400円
住 居 手 当	■借家の場合 月額12,000円を超える家賃を払っている職員に支給 家賃の額に応じ27,000円限度に支給	同じ		1,800 千円	300,000 円
通 勤 手 当	■電車、バスを利用する場合 6ヵ月定期の価格を基本として1ヶ月当たり55,000円まで支給 ■乗用車等を利用する場合 使用距離等に応じて2,000円～31,600円	同じ		3,672 千円	54,000 円
管 理 職 手 当	課長級の職員 40,000円 参事級の職員 20,000円	同じ		3,840 千円	384,000 円

5 特別職の報酬等の状況 (30年4月1日現在)

給 料	区 分	給 料	月 額 等	
			(参考) 類似団体における最高/最低額	
給 料	町 長	612,000 円 ()	870,000 円 / 345,000 円	
	副 町 長	532,000 円 ()	653,000 円 / 360,000 円	
報 酬	議 長	300,000 円 ()	365,000 円 / 200,000 円	
	副 議 長	270,000 円 ()	316,000 円 / 168,000 円	
	議 員	260,000 円 ()	301,000 円 / 143,000 円	
期 末 手 当	町 長 副 町 長	(29年度支給割合)	6月期 1.55月分 12月期 1.75月分 合計 3.30月分	
	議 長 副 議 員	(29年度支給割合)	6月期 1.55月分 12月期 1.75月分 合計 3.30月分	
退 職 手 当	町 長 副 町 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	備 考	給料月額×在職年数(9捨10入)×550/100		任期ごと
		給料月額×在職年数(9捨10入)×310/100		任期ごと

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

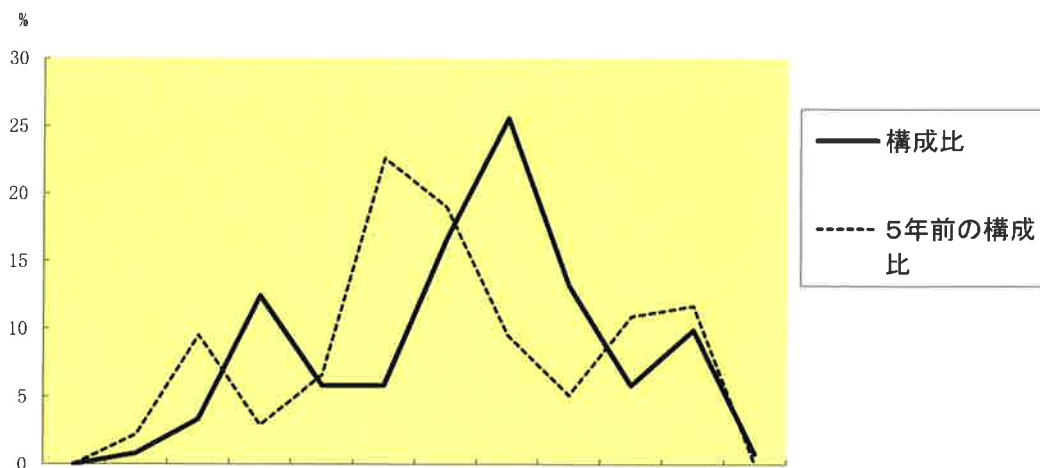
(各年4月1日現在)

部 門	区 分		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			平成29年	平成30年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	2	2	0	ふるさと納税関係及び例規改正に伴う業務等による職員増
		総 務	27	30	3	
		税 務	9	9	0	
		農 林 水 産	6	6	0	
		商 工	2	2	0	
土 木		5	5	0		
民 生	29	28	-1	再任用短時間勤務職員の活用による保育士減 育児休業による代替え職員増		
衛 生	7	8	1			
	計	87	90	3	<参考> 人口1万人当たり職員数 98.86人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 107.04人)	
	教育部門	17	14	-3	学校統合による事務員及び用務員減 業務見直しによる社会教育職減	
	小 計	104	104	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 114.24人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 129.23人)	
公 営 会 計 企 業 部 門	水 道	下 水 道	4	4	0	業務分担の見直しによる下水道職員減
		そ の 他	3	2	-1	
			11	11	0	
	小 計	18	17	-1		
	合 計	122	121	-1	<参考> 人口1万人当たり職員数 132.90人	
		[180]	[180]	[0]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（30年4月1日現在）



20歳未満	20歳23歳	24歳27歳	28歳31歳	32歳35歳	36歳39歳	40歳43歳	44歳47歳	48歳51歳	52歳55歳	56歳59歳	60歳以上
-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------

区分	20歳未満	20歳23歳	24歳27歳	28歳31歳	32歳35歳	36歳39歳	40歳43歳	44歳47歳	48歳51歳	52歳55歳	56歳59歳	60歳以上	計
職員数	0人	1人	4人	15人	7人	7人	20人	30人	17人	7人	11人	2人	121人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	25年	26年	27年	28年	29年	30年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	101	94	93	91	87	90	△11(△11.2%)
教育	18	17	16	16	17	14	△4(△12.8%)
普通会計計	119	111	109	107	104	104	△15(△11.4%)
公営企業等会計計	19	21	20	19	18	17	△2(△11.1%)
総合計	138	132	129	126	122	121	△17(△11.4%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 27年度の総費用に占 める職員給与費比率
29年度	千円 235,819	千円 137	千円 32,395	% 13.7	% 13.5

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)普通会計平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
29年度	人 4	千円 17,039	千円 1,562	千円 7,251	千円 25,852	千円 6,463	千円 5,394

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、30年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (30年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
河内町水道	49.8 歳	354,979 円	382,027円
河内町一般行政	43.5 歳	321,500 円	347,996円

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

河内町水道	河内町 (一般行政職・団体平均等)
1人当たり平均支給額 (29年度) 1,812 千円	1人当たり平均支給額 (29年度) 1,439 千円
(29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.80 月分 (0.85)月分	(29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.80 月分 (0.85)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5~15%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（30年4月1日現在）

河内町水道			河内町（一般行政職・団体平均等）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）			定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）		
1人当たり平均支給額		0 千円	1人当たり平均支給額		18,792 千円

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、28年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（30年4月1日現在）

河内町では支給していません。

エ 特殊勤務手当（30年4月1日現在）

河内町では支給していません。

オ 時間外勤務手当

支給実績（29年度決算）	165 千円
職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）	55 千円
支給実績（28年度決算）	165 千円
職員1人当たり平均支給年額（28年度決算）	55 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）である。

カ その他の手当（30年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異動	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (29年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (29年度決算)
扶養手当	他に生計の途がなく主として職員の扶養を受けている扶養親族のある職員に支給 <ul style="list-style-type: none"> ■配偶者 10,000円 ■子 一人につき 8,000円 ■父母等 一人につき 6,500円 〔配偶者がいない場合 子 1人目10,000円〕 〔配偶者がいない場合 父母等 1人目9,000円〕 ※ 親族である子のうち満16歳の年度始めから満22歳年度までの子1人につき5,000円加算	同		553 千円	276,500 円
住居手当	■借家の場合 月額12,000円を超える家賃を払っている職員に支給 家賃の額に応じ27,000円限度に支給	同		282 千円	282,000 円
通勤手当	■電車、バスを利用する場合 6ヵ月定期の価格を基本として1ヶ月当たり55,000円まで支給 ■乗用車等を利用する場合 使用距離等に応じて2,000円～31,600円	同		183 千円	45,750 円
管理職手当	課長級の職員 40,000円 参事級の職員 20,000円	同		378千円	378,000円